

戸田市告示第85号

戸田市随意契約（オープンカウンタ）告示

交通安全施設修繕について、下記のとおり随意契約（オープンカウンタ）（以下「見積合せ」という。）を行うので、告示する。

令和8年2月10日

戸田市長 菅 原文 仁

記

1 見積合せ対象修繕

- (1) 件 名 **交通安全施設修繕**
- (2) 修繕場所 戸田市地内
- (3) 設 計 額 **金8,404,583円**（消費税及び地方消費税含む）
- (4) 予定価格 **金8,404,583円**（消費税及び地方消費税含む）
- (5) 修繕期間 **令和8年4月1日から令和9年3月31日まで**
- (6) 修繕内容 **仕様書のとおり**

2 見積合せ手続等の方法

- (1) この修繕は、資料の提出、届出及び見積合せを埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う修繕である。システムにより参加する者（以下「電子見積参加者」という。）については、この告示に定める以外は「戸田市公共工事等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）」による。
- (2) この修繕の見積合せに参加する者で紙で見積書の提出を希望する者（以下「紙見積参加希望者」という。）については、「紙見積方式参加申請書」を提出し、承認を受けなければならない。
- (3) この修繕は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とし、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な見積（見積合せの時点で有効と推測された見積を含む。）をした者を受注候補者とする。（システム上では、総務部管財入札課の一般競争入札（ダイレクト入札）であるので留意すること。また、システム上の「入札」は「見積」と読み替えるものとする。）

3 競争参加資格確認申請書の提出

- (1) 見積合せに参加を希望する電子見積参加者は、競争参加資格確認申請書を

システムにより提出しなければならない。

《提出受付期間》

令和8年2月10日（火） 午前8時30分から

令和8年2月25日（水） 午後4時まで

なお、システムの利用時間は平日午前8時30分から午後8時までとする。

[注意] 土曜日、日曜日、年末年始、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及びシステムメンテナンス時間は利用できない。（以下、「システムにより提出する」場合については、[注意]に該当する日はシステムを利用できないことから、時間的に余裕をもってシステムを利用すること。）

- (2) 紙見積参加希望者は、紙見積方式参加申請書をe-mailにより提出しなければならない。なお、紙見積方式参加申請書は、記22に記載の戸田市総務部管財入札課のホームページから取得すること。

ア 提出先 戸田市総務部管財入札課入札担当

e-mail nyusatsu@city.toda.saitama.jp

イ 受付期間 (1)の電子入札参加者の競争参加資格確認申請書の提出受付期間に同じ

※ 紙見積方式参加申請書の記名については、契約締結等の権限の委任を受けた支店・営業所等の場合、全て当該支店等のもので差し支えない。（以下、提出する書類の記名については同じ。）

- (3) (1)において競争参加資格確認申請書を提出した者に対しては、システムにおいて競争参加資格確認申請書受付票を発行（システムにより随時自動発行）する。また、紙見積方式参加申請書を提出した紙見積参加希望者に対しては、紙見積方式による参加の可否について、記4の(3)の見積合せ日時の前日まで、e-mail等にて通知することとする。ただし、見積参加資格及び内訳書の確認は、見積合せ後、受注候補者のみ行うこととし、見積合せ参加者は受注者決定後に公表する。

※ 紙見積による参加が承認された者（以下「紙見積参加者」という。）に対しては、電子入札システムから通知される通知書（保留通知書、落札者決定通知書、再入札通知書、入札中止通知書、取止め通知書等）が一切通知されないので、見積合せ日時後、この告示文の末尾に記載の問い合わせ先に適宜電話等にて確認をすること。

4 見積合せの日時等

見積書（内訳書（書式については、システムから取得すること。）を含む。以下「見積書等」という。）はシステムにより提出すること。ただし、紙見積参加者は、見積書等を持参することとし、見積書は、記22に記載の戸田市総務部管

財入札課のホームページから取得すること。

- (1) 電子見積参加者の見積書等のシステムへの提出期間

令和8年2月26日（木）午前 8時30分から

令和8年3月 3日（火）午前10時35分まで

見積書等提出締切時間を過ぎて、見積書等が未到着の場合、辞退したものとみなす。

- (2) 紙見積参加者の見積書等の持参日時・場所

日時 (3) 見積合せ日時の5分前

場所 戸田市役所 4階 管財入札課

見積書等の持参時間を過ぎた場合は、辞退したものとみなす。なお、代理人をして、見積書等を提出させる場合は、委任状を提出し、見積書には社名の下に、上記代理人と記入し、代理人の記名押印をすること。

- (3) 見積合せ日時

日時 **令和8年3月3日（火）午前10時40分**

5 見積合せに関する注意事項

- (1) 見積書に入力（記載）する金額

見積書には、見積もった各単価に各想定距離又は想定量を乗じた額を合算した金額を入力（記載）すること。ただし、この修繕の契約は、単価契約によるものとし、契約にあたっては、内訳書に記載された単価金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積書等提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を内訳書に記載すること。

- (2) 見積書に入力（記載）された金額に相当する内訳書を、電子見積参加者については、システムにより見積書と一緒に指定された期日までに提出すること。紙見積参加者については、指定された日時に見積書と一緒に持参すること。ただし、再度見積合せとなった場合の電子見積参加者の内訳書の再提出については、受注候補者のみ行うこととし、再度見積合せの執行後、指定された日時までに持参すること。また、電子見積参加者が内訳書をシステムで提出しない場合（再度見積合せの場合を除く。）、紙見積参加者が内訳書を持参し忘れた場合、又は受注候補者が提出した内訳書について見積合せ執行後に確認した結果、当該内訳書に提出者名の誤記や見積金額と内訳書の総額の相違等の不備があった場合は、原則としてその見積を無効とする。

- (3) 見積合せの回数

1の(3)において設計額が事前に公表されている場合は、1回とする。

1の(3)において設計額が事前に公表されていない場合は、再度見積合せは2回までとする。ただし、各回の再度見積合せの状況により、それ以降の再度見積合せを執行しない場合がある。また、初度見積合せに参加しない者は、再度見積合せに参加することができないものとし、再度見積合せに参加しない者は、それ以降の再度見積合せに参加することができないものとする。

(4) 見積合せの辞退

電子見積参加者についてはシステムにより、紙見積参加者については郵送又は持参により、辞退届を見積書の提出前に提出することで、それぞれ見積合せを辞退することができる。なお、辞退届は、記22に記載の戸田市総務部管財入札課のホームページから取得すること。

(5) 独占禁止法等関係法令の遵守

見積合せに当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

6 見積の無効

次のいずれかに該当する見積は、無効とする。

- (1) 設計額の110分の100に相当する金額を超える金額の見積。ただし、設計額が事前に公表されている場合に限る。
- (2) 記3の(3)において、紙見積による参加が承認されなかった者がした見積
- (3) 談合その他不正行為があったと認められる見積
- (4) 虚偽の提出書類を提出した者がした見積
- (5) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人に成りすました者がした見積
- (6) その他告示に示す事項に反した者がした見積

7 見積合せに参加できる者の形態

単体企業とする。

8 見積合せに参加する者に必要な資格

この修繕の見積合せに参加する者に必要な資格は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) **令和7・8年度**の戸田市建設工事等入札参加資格者名簿に、**とび・土工事業**で登載されている者であること。
- (3) この修繕の告示日において、**戸田市内**に(2)に記載の建設業の許可を受けた**本店**を有する者、又は**戸田市内**に(2)に記載の建設業の許可を受けた**支店・営業所**を有し、かつ契約締結等の権限を有する者であること。
- (4) この修繕の告示日から受注者決定までの期間に、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

- (5) この修繕の告示日において、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく(2)に記載の建設業の許可を有する者であること。
- (6) 監理技術者又は主任技術者を建設業法に基づき適正に配置できること。ただし、この修繕が、建設業法の規定する工事にあたらない場合は、この限りでない。
- (7) この修繕の告示日において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、戸田市建設工事等入札参加資格に関する規則の規定に基づく再審査を受け、当該再審査の結果、告示日において戸田市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者については、この限りでない。

9 受注者の決定方法

- (1) 受注候補者があるときは、受注候補者の見積参加資格の確認を実施するため、受注決定を保留し、受注候補者となった者に対しては、e-mail等によりその旨を連絡する。
- (2) 受注候補者決定後、当該受注候補者について見積参加資格の確認を実施し、見積参加資格を満たしているときは、その者を受注者として決定し、他の見積参加者の見積参加資格の確認は実施しない。
- (3) 受注候補者が見積参加資格を満たしていないときは、その者の見積を無効又は失格とし、次に低い価格を提示した受注候補者について見積参加資格の確認を実施する。また、次の受注候補者についてもその見積が無効又は失格となったときは、見積価格の低い順に受注候補者について順次審査を行い、受注者を決定できるまで見積参加資格の確認を実施する。
- (4) 同額の見積を行った見積参加者が2者いる場合は、電子くじにより受注候補者を決定する。なお、同額の見積を行った見積参加者が3者以上の場合は、電子くじにより受注候補者を決定し、当該受注候補者の見積参加資格の確認の結果が、見積参加資格を満たしていない場合に限り、次の受注候補者を決定するため、後日指定する日時・場所においてくじを引くこととする。
- (5) 見積合せ日時から受注者決定までの間に、受注候補者が戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、当該受注候補者のした見積は失格とし、次に見積価格が低い者を新たな受注候補者とする。

10 受注候補者の見積参加資格の確認

- (1) 受注候補者が記8に記載の要件を満たしているか否かの審査を行い、結果を記4の(3)の見積合せ日時から2日以内（閉庁日は除く。）に連絡する。

- (2) 受注候補者は、見積参加資格の要件を満たさないとされたことに不服があるときには、結果の通知があった日から7日以内（閉庁日は除く。）に、その理由について書面にて、戸田市総務部管財入札課へ説明を求めることができる。
- 1 1 現場説明会
開催しない。
- 1 2 設計図書等
仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、システムから取得すること。取得可能な期間は、告示日から見積書等提出締切時間までとする。
- 1 3 設計図書等に関する質問
設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおりとする。
- (1) 質問の方法
質疑応答書を記22に記載の戸田市総務部管財入札課のホームページから取得し、内容を簡潔にまとめて記載し、(2)のあて先にe-mailにより提出すること。なお、システム、電話、口頭等による質問は受け付けない。
- ※ e-mailには対象修繕に係る質問である旨及び質問に関する連絡先（担当部署名、担当者名、e-mailアドレス※商号は記載しない）のみを記載すること。なお、e-mailの内容（e-mailアドレスを除く差出人の表示を含む。）に質問者の商号、所在地、社章、ロゴマーク等の質問者を判明又は推定させる事項を記載しないこと。
- (2) 提出先
戸田市総務部管財入札課入札担当
e-mail nyusatsu@city.toda.saitama.jp
- (3) 受付期間
告示日から
令和8年2月18日（水） 正午まで
- (4) 質問に対する回答
記3の(1) 競争参加資格確認申請書の提出期間の終期の前日までに戸田市総務部管財入札課のホームページにて公表する。
- 1 4 最低制限価格
設定しない。
- 1 5 調査基準価格
設定しない。
- 1 6 入札保証金
戸田市契約規則（以下「規則」という。）第5条第3項第3号の規定により免除する。

1 7 契約保証金の率及び納付等

規則第28条第3項第4号及び戸田市の契約における契約の保証に関する取扱要領第6条第4項の規定により免除する。

1 8 支払条件

- (1) 前金払
しない。
- (2) 部分払
する。

1 9 損害賠償等の予約条項付記

- (1) この修繕の契約締結後、この契約に関し、談合その他不正行為があったとして、公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令が確定したとき、又は使用人を含め、刑法による刑が確定したときは、戸田市修繕契約約款に定める額を請求することができる。ただし、市に生じた損害額が前記の額を超えるときは、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。修繕完了後も同様とする。
- (2) この修繕の契約締結後、この契約に関し、受注者の責に帰すべき事由により契約期間内に修繕を完了することができないときは、修繕代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する修繕代金額を控除した額につき、所定の割合で計算した損害金の支払いを契約者に請求することができる。

2 0 その他

- (1) 提出された各資料は、返却しない。
- (2) 見積参加者は見積提出後、この告示、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) この見積合せに際し、談合その他不正行為により見積合せを公正に執行することができないと認められるとき又はこの告示、設計図書等、現場等に重大な変更若しくは不適合があることが判明した場合は、見積合せの執行を延期すること又はとりやめることがある。

2 1 契約条項等の閲覧

規則、戸田市修繕契約約款、戸田市公共工事等電子入札運用基準等の契約条項等は、戸田市総務部管財入札課において閲覧できる。

2 2 問い合わせ

戸田市総務部管財入札課入札担当

電 話 048-291-8246（直通）

FAX 048-432-8521

e-mail nyusatsu@city.toda.saitama.jp

URL <https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/173/>